

災害時における応急対策業務に関する協定書

多摩市（以下「甲」という。）と立川ハウス工業株式会社多摩営業所（以下「乙」という。）は、災害時における応急仮設建築の建設及び住宅建設資器材提供等の災害応急対策業務（以下「応急業務」という。）に関する協定を、次のとおり締結する。

（協定の目的）

第1条 この協定は、地震、風水害等により多摩市内（以下「市内」という。）で大規模な災害が発生した場合に、多摩市地域防災計画に基づく災害時における民間協力の一環として、甲の乙に対する応急業務の協力依頼に関し必要な事項を定めることにより、もって災害応急・復旧対策の円滑な実施を図ることを目的とする。

（協力の要請）

第2条 甲は、市内で大規模な災害が発生し、応急業務の実施の必要が生じた場合には、乙に対し、応急業務の協力を要請することができる。

（協力）

第3条 乙は、甲から前条の要請があった時は、乙の可能な範囲において応急業務に協力するものとする。

（協力の内容）

第4条 前条に規定する乙の協力は、次の各号に掲げる内容のうち、甲が必要と認めるものとする。

- （1）災害対策本部の代替施設となる応急仮設建築物の建設
- （2）物資の補給・集積施設となる応急仮設建築物の建設
- （3）その他甲が必要とする仮設建築物の建設
- （4）乙が所有する投光器等の住宅等建設資器材の提供

（費用負担）

第5条 甲の要請により乙が応急業務の協力に要した費用は、甲が負担するものとする。

(請求手続)

第6条 乙は、前条の規定により、応急業務の協力に要した費用が確定したときは、経費明細書等を添えて甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による乙からの代金の請求があったときは、その内容を確認のうえ、適切と認めるものについて速やかに支払う。ただし、代金の支払に予算上の措置を必要とする場合は、この限りではない。

(秘密保持)

第7条 甲及び乙は、この協定による業務の遂行に関し知り得た相手方の技術上又は営業上その他業務上の一切の情報を、相手方の事前の書面による承諾を得ないで第三者に開示又は漏洩してはならず、この協定による業務の遂行のためにのみ使用するものとし、他の目的に使用してはならない。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、平成30年7月1日から平成31年3月31日までとする。ただし、期間満了の3箇月前までに甲、乙いずれからも申出がないときは、さらに1年間この協定を延長したものとみなし、以後この例による。

(協議)

第9条 この協定の各条項の解釈について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項は、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成30年7月1日

甲 東京都多摩市関戸6丁目12番地1
多摩市
代表者 多摩市長 阿部 裕行

乙 東京都立川市曙町2丁目9番2号 菊屋川口ビル601
立川ハウス工業株式会社多摩営業所
代表者 所長 小林 聖次